

2024年11月29日

一部大口定期預金の中途解約利息の過少払いのお詫び

このたび当行におきまして、一部の大口定期預金の中途解約について、預金規定で定めた中途解約時の適用利率より少ない利率で計算した結果、お支払い利息が相違していることが、内部チェックにより判明いたしました。

対象となられるお客さまには、多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

このたびの事態の発生を真摯に受け止め、今後、業務品質向上などの再発防止を含めて、お客さまの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 発生した事象について

一部の大口定期預金の中途解約取引において、定期預金規定に定める解約時の適用利率の算定方法と、システム上の算定プログラムに齟齬があったため、誤って算定した利息を支払っておりました。

2. 対象取引

2015年4月1日（水）～2024年9月18日（水）に預入された大口定期預金の中途解約取引のうち、預入日（継続をしたときはその継続日）の1か月後の応当日の前日までに解約された取引

3. 対象のお客さま

8, 875名

4. 過少払いの利息総額

総額：1, 058, 949円（預金利子税差引前）

5. 今後の対応について

対象のお客さまに対しては個別にご連絡のうえ、利息過少払い分の入金手続きをさせていただきます。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》

肥後銀行 事務統括部 : 096-326-8627・8623

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除きます）